

法文学部規則

(平成16年島大法文学部規則第1号)

[平成16年 4月 1日制定]

[令和 3年 2月 17日最終改正]

(趣旨)

第1条 島根大学法文学部（以下「本学部」という。）における組織，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については管理学則（平成16年島大学則第1号）及び学則（平成16年島大学則第2号。）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

(教育上の目的)

第1条の2 本学部は，高い倫理観と豊かな教養を身につけるとともに，基礎的専門知識を有し，現代社会や地域が抱えるさまざまな問題を探求し，解決することのできる創造的・実践的能力を有する人材，地域社会の中核を担いうる人材を育成することを目的とする。

(学科及び講座)

第2条 本学部に次の学科及び講座を置く。

法経学科

法経講座

社会文化学科

社会文化講座

言語文化学科

言語文化講座

2 前項の学科の下に，教室及び研究室を置くことができる。

(履修コース)

第2条の2 本学部の法経学科及び社会文化学科に，教育目標に応じて次の履修コース（以下「コース」という。）を設ける。

法経学科 法学コース，経済学コース，司法特別コース

社会文化学科 現代社会コース，歴史と考古コース

(単位制)

第3条 本学部の教育課程の履修は，単位制とする。

(授業科目の意義及び分類)

第4条 授業科目とは，教育課程における授業の科目をいう。

2 授業科目を内容により次の各号のように分ける。

一 全学共通教育科目

イ 基礎科目

ロ 教養育成科目

二 専門教育科目

(基礎科目)

第5条 基礎科目は，次の履修区分毎に開設するものとし，各履修区分に属する授業科目，単位数及び履修方法については，別に定める。

外国語

健康・スポーツ／文化・芸術

情報科学

数理・データサイエンス

(教養育成科目)

第6条 教養育成科目は、次の履修区分毎に開設するものとし、各履修区分に属する授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

入門科目

発展科目

社会人力養成科目

第7条 削除

(専門教育科目)

第8条 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第9条 第4条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、当該授業科目の区分以外の区分に係る授業科目として履修させることができる。

(単位の計算方法)

第10条 本学部において開設する授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

講義 15時間の授業をもって1単位とする。

演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

実験及び実習 30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(各科目の履修)

第11条 学生は、入学初年度より全学共通教育科目と並行して、専門教育科目を履修することができる。

2 各科目の履修手続きについては、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第11条の2 学生が各学期に履修科目として登録できる単位数は特例を除き25単位を上限とする。なお、特例については別に定める。ただし、教育職員免許状取得のための授業科目、学芸員の資格取得のための授業科目及び15週にわたらず集中的に行う授業科目を除く。

(編入学者、再入学者及び転入学者の修業年限)

第12条 学則第9条の規定により入学を許可された者の修業年限は、2年とする。

2 学則第10条及び第12条の規定により入学を許可された者の修業年限は、当該志願者の可否を決定するときに、教授会の議を経て決定する。

(編入学者、再入学者及び転入学者の在学年限)

第13条 学則第9条から第12条の規定により編入学を許可された者及び学則第16条から第17条の規定により転学部等を許可された者の在学年限は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修及び認定)

第14条 学生が学則第32条の規定により、他の大学又は短期大学の授業科目の履修を希望するとき、又は学則第44条の規定により外国の大学に留学を希望するときは、当該大学と協議が成立している場合に限り、当該大学の授業科目を履修することができる。

2 他の大学又は短期大学(外国の大学を含む。)で修得した単位は、60単位を限度として教授会の議を経て、卒業要件の単位として認定することができる。

3 前2項の定めるもののほか、その取扱いについては、別に定める。

(課程修了の要件及び認定)

第15条 学則第49条の規定による課程を修了するためには、別表に定める学科別履修単位数を修得しなければならない。

2 課程の修了は、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学部長が認定する。

(教育職員免許状の取得)

第16条 学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所定の単位を修得することにより、次に掲げる教育職員免許状を取得することができる。

学科	免 許 状 の 種 類 ・ 教 科	
	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法 経 学 科	社会	公民
社会文化学科	社会	地理歴史, 公民, 福祉
言語文化学科	国語, 英語	国語, 英語

2 教育職員免許状取得のための履修方法は、別に定める。

(特別聴講学生)

第17条 学則第62条の規定により、他の大学又は外国の大学の学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、学部長は教授会に諮り教育上有益と認め、かつ当該大学との協議が成立したものについて、特別聴講学生として学長に許可の申請をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、その取扱いについては、別に定める。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第18条 学則第64条の規定により入学を許可された者に対し、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くこととし、授業科目、単位数及び履修方法については、別に定める。

日本語科目 日本語

日本事情に関する科目 日本事情

(外国人留学生等の履修の特例)

第19条 外国人留学生が、前条に定める科目を履修し、単位を修得したときは、第15条に定める課程修了の要件として修得すべき単位のうち、基礎科目の外国語の単位は8単位を日本語科目についての単位で、教養育成科目の単位は8単位までを日本事情に関する科目についての単位で代えることができる。

2 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育に教授会が必要であると認められた場合に準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日において島根大学法文学部に在学していた者(当該在学者と同学年に編入学、転入学又は再入学する者を含む。)は、同学部を卒業するため必要であった教育課程の履修を、本学部

において行うものとし、本学部は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程その他の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年7月21日一部改正）

この規則は、平成16年7月21日から施行する。

附 則（平成19年2月21日一部改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学法文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月20日一部改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学法文学部規則第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月20日一部改正）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学法文学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月19日一部改正）

この規則は、平成26年11月19日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者については、この規則による改正後の島根大学法文学部規則別表の備考中、**を*と読み替えて適用する。

附 則（平成29年1月25日一部改正）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学法文学部規則の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月16日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年2月17日一部改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の法文学部規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則別表備考2中琉球大学法文学部を琉球大学人文社会学部又は琉球大学国際地域創造学部と読み替えて平成30年度以降の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学した者から適用する。

別 表

法経学科

授業科目 ・単位等	全学共通教育科目											専門教育 科目	合計	
	基礎科目					教養育成科目								
	外国語		健康・ス ポーツ／文 化・芸術	情報科学	数理・ データサ イエンス	入門科目			発展科目					社会人力 養成科目
	英 語	初 修 外国語				人文社会 科学分野	自然科学 分野	学際分野	人文社会 科学分野	自然科学 分野	学際分野			
必修	4	4	2	2	2	10(*)						21	132	
選択	20											50		
自由	6**											11**		

社会文化学科

授業科目 ・単位等	全学共通教育科目											専門教育 科目	合計	
	基礎科目					教養育成科目								
	外国語		健康・ス ポーツ／文 化・芸術	情報科学	数理・ データサ イエンス	入門科目			発展科目					社会人力 養成科目
	英 語	初 修 外国語				人文社会 科学分野	自然科学 分野	学際分野	人文社会 科学分野	自然科学 分野	学際分野			
必修	4	4	2	2	2	10(*)						9	128	
選択	20											54		
自由	6**											15**		

言語文化学科

授業科目 ・単位等	全学共通教育科目											専門教育 科目	合計	
	基礎科目					教養育成科目								
	外国語		健康・ス ポーツ／文 化・芸術	情報科学	数理・ データサ イエンス	入門科目			発展科目					社会人力 養成科目
	英 語	初 修 外国語				人文社会 科学分野	自然科学 分野	学際分野	人文社会 科学分野	自然科学 分野	学際分野			
必修	4	4	2	2	2	10(*)						13	128	
選択	20											50		
自由	6**											15**		

備 考

1. (*)を付した単位は、教養育成科目の入門科目又は発展科目の中から、人文社会科学分野4単位、自然科学分野4単位及び学際分野2単位を修得すること。
2. **を付した単位には島根県立大学、琉球大学人文社会学部又は琉球大学国際地域創造学部で開講される科目の単位を含めることができる。
3. 教養育成科目の入門科目のうち放送大学で開講される科目の単位は、必修科目の単位としては認めず、全学共通教育科目の選択科目の単位又は全学共通教育科目と専門教育科目にまたがる自由科目の単位として認定する。